

北海道宅建協会 入会のご案内



CONTENTS

1. 北海道宅建協会の概要・沿革……………P2~3
2. 主な事業・取り組み……………P4~5
- 3. 入会のメリット……………P6~7**
4. 北海道宅建サポートセンター……………P8
5. 入会・開業の流れ……………P9~10
6. 北海道宅建協会支部のご案内……………P11



公益社団法人
北海道宅地建物取引業協会

1. 北海道宅建協会の概要・沿革



これから不動産を事業として行う個人・法人の方は

ハトマークグループの

北海道宅建協会に入会しよう!

北海道宅建協会は、会員数

No.1

※道内における不動産業者の加入者数

会員数 **3,228** 会員! (R6.4現在)

**その強みは
道内最大の圧倒的なネットワーク!**

入会時に目先の金額を取るのではなく、長期的な目線でご検討ください。
会員数や会員の横のつながり、サポート面において大きなメリットがあります。



Point

信頼のハトマーク

ハトマークは宅建協会のシンボルマークであり、全国10万会員とユーザーの信頼の証です。安全な不動産取引の実現は、ハトマークのお店にお任せください。



1. 北海道宅建協会の概要・沿革



公益社団法人としての、 新たなスタート。

北海道宅建協会は、宅建業法第74条に基づく北海道知事認可の社団法人として、昭和42年に設立されました。その後、公益法人関連三法の施行に伴い平成24年4月に、北海道知事より公益社団法人の認定を受けました。

宅地建物取引業者の業務は、国民生活において最も重要な宅地・建物の供給や流通などを主な内容とするものであり、特に公共性や社会性を要求されます。

北海道宅建協会は、公益社団法人として、これまで以上に公益事業に力を入れていくとともに、公益社団法人のメンバーである会員の方々の支援活動・啓発活動をより積極的に展開していきます。

また、道内に14支部を置き、地域に根差した会員サービスと資質向上に努めてまいります。

全道14の支部で
地域の皆様を
サポートします!



- 札幌中央支部
- 札幌東支部
- 札幌西支部
- 札幌南支部
- 札幌北支部
- 小樽支部
- 函館支部
- 室蘭支部
- 苫小牧支部
- 空知支部
- 旭川支部
- 帯広支部
- 北見支部
- 釧路支部

支部の詳細はP11へ

Point

北海道宅建協会の組織

宅建協会の予算や事業活動は、専門委員会と理事会が社会情勢や公益性をもとに立案。最高議決機関である総会は各支部から選出された代議員をもって構成します。

※公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会とは…
不動産業の健全な発展の資質の向上、取引の安全確保や消費者保護などを目的に昭和48年に設立、国土交通大臣認可の保証機関です。東京の本部の下に各都道府県宅建協会に地方本部が置かれ、一体となって取引の弁済保証や苦情処理、手付金等保管・保証業務などで消費者保護に取り組んでいます。



2. 主な事業・取り組み



会員のサポーターとして、様々な事業活動を展開。



不動産無料相談

不動産取引に関するトラブルの未然防止や紛争の早期解決を図ることを目的に、全道10ヶ所に「不動産無料相談所」を設置し、一般消費者等からの問い合わせや相談等に対応しています。

また、一般消費者等の不動産に関する知識の取得や情報収集機会の拡大等を図るため、不動産に関する無料相談や冊子・パンフレット類の無料配布等を内容とした事業(たっけんライブラリー事業)を実施しています。



研修・セミナーの実施・開催

会員業者を対象としたさまざまな研修を実施し、不動産取引の安心・安全の向上に努めています。

研修・セミナーの例

入会研修・実務セミナー(新入会員を対象)、不動産研修会(年3回開催/一般の方も受講可)、その他各種研修会

また、このほかにも、宅建業の開業を検討されている方を対象とした「不動産起業セミナー」の開催や、会員従業者のみならず一般の方も受講が可能な「不動産キャリアパーソン講座」の受講促進にも取り組んでいます。



ホームページ・広報誌等による情報発信

ホームページや広報誌「宅建ほっかいどう」(年6回発行)により、不動産取引に関する基礎知識や関係法令の改正情報等、会員のみならず一般消費者にも有益な情報を発信しています。

また、「原状回復のてびき」等の啓発冊子・パンフレットを無償で配布し、不動産取引トラブルの未然防止に努めています。



2. 主な事業・取り組み



地域貢献活動

道内14支部では、一般消費者を対象とした不動産取引に関するセミナーや無料相談会の実施、地域社会に貢献することを目的とした少年野球大会やウォーキング大会(たくけんウォーク)の開催、献血や清掃活動の実施協力、地域が行う事業やイベントへの協賛など、それぞれの地域の実情に合わせたさまざまな地域貢献活動に取り組んでいます。



宅建士試験・法定講習の実施業務

昭和62年より、宅地建物取引士資格試験の道内における実施業務について受託し、業務の適正な実施と、試験の公平性の確保に努めています。

また、昭和55年より、北海道知事から、宅地建物取引士法定講習の実施団体として指定を受け、宅建士証の更新講習や新規交付業務等を行っています。



その他の事業

- ①公正・公平な不動産取引と不動産流通市場の活性化を図るため、レインズシステム(不動産流通機構)やハトサポBBの利用促進に努めています。
- ②不動産業界のあるべき姿や将来的な理想の姿について検討しその実現を目標とするハトマークグループビジョンを推進しています。
- ③国や道、各自治体等と連携・協力しながら、空き家問題等をはじめとして、不動産を取り巻くさまざまな課題に対する施策等に取り組んでいます。

3.入会のメリット



メリット1 開業支援

初期費用の負担を大幅軽減

- 営業保証金1,000万円の供託が免除されます。

弁済業務保証金分担金の額

主たる事務所(1カ所について)

1,000万円 → **60万円**

従たる事務所(1カ所について)

500万円 → **30万円**

- 起業セミナーを実施しています。
- 実務の基本キャリアパーソン講座を実施しています。

メリット2 営業支援

日常業務を強力サポート

- ハトサポBB、レイズなどでネット対応を支援。
- 不動産業界加盟率80%のブランド力による営業支援。
- 地域密着を支援、支部活動等で情報やヒントを入手。
- 安心・信頼が得られる手付金保証制度と手付金等保管制度があります。

詳細はこちらをご覧ください。 <https://www.zentaku.or.jp/lp/merit1/>



3.入会のメリット



メリット3 実務支援

専門知識・法務知識を無料提供

- Web書式作成システムの利用が可能。
- オリジナルの解説書等が入手可能。
- 本部・支部で不動産無料相談を実施。
- 各種書式のダウンロードが可能。
- 全宅連が税務・法務無料相談を実施。



不動産情報流通システム 「ハトサポBB」

宅建協会だけの新流通システム
不動産業務を一気通貫でサポート!



電子契約 「ハトサポサイン」

安い!簡単!安心!
不動産取引の電子化をサポート!

メリット4 スキルアップ支援

人材育成・人材教育を強力サポート

- 不動産情報誌「リアルパートナー」や「宅建ほっかいどう」等で情報提供
- 充実のキャリアサポート研修制度「不動産キャリアパーソン」を実施
- 全国開催の実務セミナーやいつでもどこでも受けられるWeb研修
- 本部・支部で各種研究会を実施

メリット5 業務の多角的サポート

30社以上の豊富な業務支援メニュー

- ハトマーク支援機構3つの支援事業
- 宅建協会会員だけが取り扱える
「全宅住宅ローン」「宅建ファミリー共済」
- 仕事上の万が一に備える「宅建士賠償」

ハトマーク支援機構3つの支援事業

紹介手数料
支払事業

割引
サービス事業

サービス
商品提供事業

詳細はこちらをご覧ください。 <https://www.zentaku.or.jp/lp/merit1/>



4.北海道宅建サポートセンター



一般財団法人北海道宅建サポートセンターが 全面的にバックアップします!

宅建サポートセンターは、公益法人である宅建協会には出来ないことや取り組みにくいことを、会員および従業者の方々に有利な条件で提供できる事業を目的として運営いたします。

宅建サポートセンターの事業 ①

宅建損保代理店サポート制度

あいおいニッセイ同和損保および宅建ファミリー共済と提携して火災保険等を取扱うことのできる制度です。

PICK
UP!

損保代理店サポート制度加入のメリット

- サポートセンターが事務手続きの支援を行い、会員の損保事務処理を軽減することができる
- 一定の条件をクリアすることにより高手数料が受け取れる

宅建サポートセンターの事業 ②

各種サービスの斡旋・業務に役立つ物品の販売

宅建サポートセンターでは、ガソリン提携カードの斡旋や各種資格講座の特別価格での斡旋の他、オリジナルのぼりや看板等の業務に役立つ物品の販売をしています。



お問合せは北海道宅建サポートセンターまで

お電話はこちらから

011-614-8611

webサイトはこちらから

<https://www.takken-sc.or.jp>



5. 入会・開業の流れ



入会手続きはいたって簡単。

事務局職員が丁寧にサポートします!

入会資格

- 道内に事務所がある方
- 宅建業免許を取得した方



個人・法人を問わず入会可能!

入会申込

北海道宅建協会札幌地区支部合同事務所の他、申込者の事務所がある地方支部でも入会申込を受け付けます。

入会申込には、宅建協会正会員(入会后3年以上)1名の推薦が必要です。推薦者を確保できない場合は、事務局までご相談ください。

入会に必要な書類

北海道宅建協会

- 1 入会申込書
- 2 誓約書
- 3 代表者略歴書(免許申請書類の写し可)
- 4 専任宅建士略歴書(写し可)
- 5 事務所所在地の見取図(写し可)
- 6 不動産キャリアパーソン講座申込書
- 7 東日本レインズ申込書
- 8 免許決定通知書の写し

保証協会(北海道本部)

- 1 入会申込書
- 2 連帯保証書・誓約書(法人のみ)
- 3 誓約書
- 4 代表者個人の印鑑証明書(法人のみ)

入会時に必要な費用

費用	必要金額		退会返還金
	本店	支店	
宅建協会入会金	100,000円	400,000円	無し
宅建協会年会費	53,600円	37,600円	
不動産キャリアパーソン講座受講料*	8,800円	8,800円	
保証協会入会金	200,000円	100,000円	
保証協会年会費	6,000円	6,000円	
弁済業務保証金分担金	600,000円	300,000円	
合計	968,400円	852,400円	

※不動産キャリアパーソン講座は義務研修です。
 ※弁済業務保証金分担金の返還金は退会手数料及び官報掲載料等を差し引いた残額が返還されます。

【入会金・分担金の税務処理】

科目	金額		税務上の処理	退会返還金
	本店	支店		
宅建協会入会金	10万円	40万円	繰延資産償却期間5年	無し
保証協会入会金	20万円	10万円	繰延資産償却期間5年	
弁済業務保証金分担金	60万円	30万円	資産計上	有り*

【年会費の減額】

宅建協会、保証協会の年会費は、入会月により減額します。詳しくは宅建協会窓口にお問合せください。

次のページで営業開始までの流れをご説明します。

5. 入会・開業の流れ



免許申請から営業開始までの流れ(北海道知事免許の場合)

※所属する支部により、流れは変わることがあります。

振興局へ
宅地建物取引業者免許の申請

宅建業免許は厳重な審査を経て受理されることとなります。申請者や法人の役員が欠格事項に該当しないことや事務所の形態、専任宅建士の設置等、登録の基準を満たす必要があります。

北海道宅建協会では申請書の書き方の見本をお渡しする等、申請業務をサポートいたします。

宅建協会へ事前審査申込み

入会審査

宅建協会入会後に所属していただく支部において、入会審査を行います。
入会審査の詳細については、所属支部にご確認ください。

振興局から免許決定の通知

申請後40日前後で免許決定の通知がハガキで届きます。

入会申込書類と免許決定通知の
写しを宅建協会へ提出

窓口にて入会金等を計算し、振込先をお知らせします。

入会金・分担金等の納付

入会承認

入会承認書、弁済業務保証金分担金納付書等を交付

振興局から免許証の交付

弁済業務保証金分担金納付書と引き換えに免許証が交付されます。

営業開始

免許証が交付されるまで、一切の営業活動は出来ませんので、ご注意ください。

ご入会のお問合せは
北海道宅建協会へ!!

☎ 011-642-4422



14支部のネットワークで、 全道への交流が広がります。

6. 北海道宅建協会支部のご案内

入会後は、事務所所在の各支部に所属していただきます。

支部名	住所	TEL	FAX
札幌中央支部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西17丁目 北海道不動産会館	011-623-2871	011-640-1714
札幌東支部			
札幌西支部			
札幌南支部			
札幌北支部			
小樽支部	〒047-0031 小樽市色内1丁目9-1 松田ビル	0134-23-0150	0134-22-0712
函館支部	〒040-0073 函館市宮前町29-3 函館不動産会館	0138-42-4566	0138-42-9113
室蘭支部	〒050-0083 室蘭市東町3丁目26番17号 第二山本ビル2階	0143-44-4996	0143-43-7221
苫小牧支部	〒053-0022 苫小牧市表町5丁目10-7 セントラル駅前ビル 5階	0144-33-9383	0144-32-2568
空知支部	〒068-0001 岩見沢市1条東5丁目1-11 空知不動産会館	0126-23-7147	0126-25-0728
旭川支部	〒078-8217 旭川市7条通20丁目97-1 旭川不動産会館	0166-39-2323	0166-34-2130
帯広支部	〒080-0022 帯広市西12条南17丁目4-1 帯広不動産会館	0155-22-7060	0155-24-1362
北見支部	〒090-0817 北見市常盤町4丁目12-2 北見不動産会館	0157-61-1565	0157-25-8330
釧路支部	〒085-0042 釧路市若草町7-8 釧路不動産会館	0154-25-2222	0154-25-4460

①札幌5支部
石狩管内

②小樽支部
後志管内

③函館支部
渡島管内、桧山管内

④室蘭支部
室蘭市、登別市、伊達市、
洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

⑤苫小牧支部
胆振管内の苫小牧市・勇払郡・
白老郡、日高管内

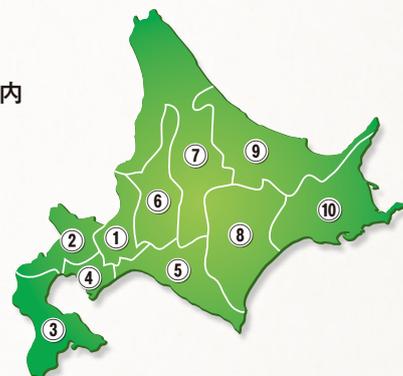
⑥空知支部
空知管内

⑦旭川支部
上川管内、留萌管内、宗谷管内

⑧帯広支部
十勝管内

⑨北見支部
オホーツク管内

⑩釧路支部
釧路管内、根室管内



公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 北海道本部

〒060-0001 札幌市中央区北1条西17丁目 北海道不動産会館 TEL 011-642-4422(代表) FAX 011-621-7855

<https://www.takken.ne.jp/>